

奥尻・函館間を結ぶ(株)北海道エアシステムの航空機ダイヤが改正となり、平成19年9月と10月の発着時刻が、次のとおり変更となりますので、お間違えのないようご利用ください。

奥尻空港発着時刻表

9月の航空機ダイヤ

便名	出発時刻	到着時刻
● HC 2891	函館発 10:25	→ 奥尻着 10:55
● HC 2890	奥尻発 11:20	→ 函館着 11:50

10月の航空機ダイヤ

便名	出発時刻	到着時刻
● HC 2891	函館発 11:30	→ 奥尻着 12:00
● HC 2890	奥尻発 12:25	→ 函館着 12:55

◎航空機ダイヤ・運行状況・貨物などに関するお問い合わせ先
 (株)北海道エアシステム奥尻空港所
 ☎: 01397-3-2820
 ※航空機の発着時のお問い合わせはご遠慮願います

◎航空機搭乗等の予約申込み・予約に関するお問い合わせ先
 フリーダイヤル: 0120-25-5971
 または インターネット: www.jal.co.jp

道の仕事の苦情は…

北海道の仕事に関して、みなさんの利害にかかわる苦情は「苦情審査委員」に申し立ててください。

苦情の解決に向けて簡単な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

- ▶ 苦情の担当窓口は、道庁の「道民相談センター」のほか、各支庁にある「道民相談室」です。
- ▶ 制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しています。担当窓口へご連絡してください。
- ▶ 道のホームページでもお知らせしていますので、トップページの相談窓口→道政一般からご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>
- ▶ 苦情の申し立て方法は、所定の「苦情申立書」で、郵送、ファックス、メールでも申し立てができます。

- ▶ 連絡先
 - ・北海道知事政策部知事室道政相談センター
 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 ☎ 011-204-5022 (直通)
 FAX 011-241-8181
 E-mail kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
 - ・各支庁地域振興部総務課道政相談室

障がい者雇用促進フェア2007

ハローワークが就職面接会を開催

函館公共職業安定所では、障がいのある方々の就職促進のため、「集団お見合い」方式による「就職面接会」を、次のとおり開催します。

事業主のみなさん、また、障がいのあるみなさんの積極的な参加をお待ちしています。

日時 平成19年9月27日(木) 午後1時30分～4時
会場 花びしホテル(函館市湯川町1丁目16-18)
内容 就職を希望する障がい者の方々と企業の合同面接会

※詳しくは、次へお問い合わせください。
 ハローワーク函館(函館公共職業安定所)
 専門援助部門・みどりのコーナー
 函館市新川町26-6 ☎0138-26-0735

●8月の専門医の出張診療日●

病院では、患者さんのために次のとおり専門医の出張診療を予定していますので、症状のある方はぜひ一度受診ください。

なお、出張診療日程についてはあくまでも予定日で、専門医や交通機関等の都合により変更となる場合がありますのでご注意ください。

耳鼻咽喉科診療

- ▶ 8月16日(木) 受付 午後1時30分～2時30分
- ▶ 8月17日(金) 受付 午前8時30分～2時30分

矯正歯科診療

- ▶ 8月17日(金) 午後1時30分～予約必要

内科診療

- ▶ 8月17日(金) 受付 午後1時30分～

眼科診療

- ▶ 8月31日(金) 受付 午後1時30分～予約必要

7月の町長の動向

25日	20日	19日	14日	10日	8日	5日	1日
域別検討会議(江差町)	公立高等学校配置計画地	第2回奥尻町議会臨時会	道南離島航空路線協議会	苗中学校野球部全道大会	ウインドゴルフ大会	定例課長会議	第56回檜山管内消防総合訓練大会(せたな町)
			室津祭(～15日)	人件擁護委員委嘱式/青	奥尻町交通安全啓発グラ		
			出場結果報告・激励				

ご存知ですか?

雇用保険の育児と 介護休業給付制度

◎**育児休業給付制度**は、1歳未満（保育所における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6ヵ月）未満の子を養育するため育児休業を取得し、休業終了後に職場復帰する予定の雇用保険被保険者の方が対象となります。

育児休業給付金は、休業開始前の賃金の40%（育児休業期間中に30%、職場復帰後6ヵ月経過後に10%）相当額が支給されますが、平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方については、休業開始前賃金の50%（育児休業期間中に30%、職場復帰後6ヵ月経過後に20%）相当額が支給されます。

◎**介護休業給付制度**は、家族の介護のため休業を取得し、休業終了後に職場復帰する予定の雇用保険被保険者の方が対象となります。

対象となる家族の範囲は、被保険者の配偶者、父母、子、配偶者の父母または被保険者が同居しかつ扶養している被保険者の祖父母、兄弟、姉妹、孫のいずれかです。

介護休業給付金は、休業開始前の賃金の40%相当額が支給されます。

以上が制度の概要ですが、実際に支給を受けるための詳しいことは、次へお問い合わせください。

＝お問い合わせ先＝

ハローワーク函館 ☎ 0138-26-5826

ハローワーク江差 ☎ 0139-52-0178

8月は「道路ふれあい月間」です

8月1日(水)から8月31日(金)は「道路ふれあい月間」として、道路に対する関心を少しでも持っていたけりような様々な活動を企画しています。活動の内容について知りたい方は、次の事務局までお問い合わせください。

事務局 道路フェスティバル実行委員会
函館開発建設部道路課 (☎ 0138-42-7111)

雇用保険法の改正

10月から施行

雇用保険法等の一部を改正する法律が、今年4月に公布・施行されましたが、そのうち、失業給付に係る主な改正内容は次のとおりで、今年10月1日(月)から施行されます。

① 一般被保険者の区分が変わります

短時間労働被保険者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）と、それ以外の被保険者（週所定労働時間30時間以上）の被保険者区分をなくし、週所定労働時間20時間以上に一本化されます。

② 基本手当の受給資格要件が変わります

基本手当の受給資格要件について、原則として12ヵ月以上（各月11日以上）の被保険者期間が必要となります。ただし、倒産や解雇などによって離職された方は、6ヵ月以上であれば受給資格を取得できます。

③ 育児休業給付の給付率が50%に上げられます

平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方について、職場復帰給付金の支給額の引上げにより、給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げられます。

また、育児休業基本給付金の支給を受けた期間について、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間から除外されます。

④ 教育訓練給付の要件と支給内容が変わります

支給額が、教育訓練受講経費の20%（上限額10万円）に統一されます。

また、当分の間初回に限り、被保険者期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができます。

⑤ 特例一時金の給付水準が変わります

特例一時金の給付水準が、当分の間、基本手当日額の40日相当分となります。（受給資格要件《原則として6ヵ月以上の被保険者期間が必要》については変更ありません）

※雇用保険法の改正等について詳しくは、**北海道労働局職業安定部**（☎ 011-709-2311）、または最寄りの職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。